

佐賀市公告第59号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、佐賀市の経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、当該経営管理権集積計画は、次の場所において縦覧に供する。

令和7年4月1日

佐賀市長 坂井英隆

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

佐賀市富士町大字古湯2685番地

佐賀市富士支所（農林水産部森林整備課）

3 その他

本公告により、佐賀市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設定される。